

# 福島県消費者教育推進計画中間見直しの概要

## 1 消費者教育推進計画の位置づけ

- 平成 24 年に「消費者教育の推進に関する法律」が施行。
  - 消費者教育が国・地方公共団体の責務と位置づけられた。  
(都道府県の主な責務)
  - ・都道府県は、国が定める「消費者教育の推進に関する基本的な方針」を踏まえ、都道府県消費者教育推進計画を定めるよう努めなければならない。(第 10 条)
  - ・消費者教育の推進のため、消費者、事業者、教育関係者等で構成する消費者教育推進地域協議会を組織するよう努め、消費者教育推進計画の作成や変更時は、当該協議会の意見を聴かなければならない。(第 20 条等)

## 2 福島県消費者教育推進計画の策定（平成 26 年）

- 平成 26 年 12 月に国の基本方針等を踏まえて策定。
- 計画期間：平成 27 年度～平成 32 年度
  - (趣旨)  
様々な主体との連携・協働により、消費者教育を体系的・効果的に推進し、自立した消費者を育成。
  - (概要)
    - ・消費者教育の推進の必要性
    - ・様々な場における消費者教育（学校、地域社会等）
    - ・消費者教育の人材の育成・活用
    - ・関連する他の消費者施策との連携
    - ・計画の推進体制・進行管理

### 3 今回の中間見直しの背景

本計画については、社会経済情勢等の変化に対応するため、3年を目途に中間的な見直しを行うこととしている。

今回、以下の点等を踏まえ、中間見直しを行うこととした。

- ① 国の基本方針の変更（平成30年3月）  
当面の重点事項として次の3点があげられた。
  - ・若年者への消費者教育  
(民法の成年年齢が引き下げられることも踏まえ、若年者の消費者被害の防止・救済)
  - ・消費者の特性に配慮した体系的な消費者教育の推進  
(年齢、性別、障害の有無、消費生活に関する知識の量など、消費者に特性に配慮した切れ目のない学びの機会の提供)
  - ・高度情報通信ネットワーク社会の発展に対応した消費者教育の推進  
(幅広い年齢層で日常生活に浸透しているインターネットの有用性の理解。情報リテラシーの向上など。)
- ② 消費者教育推進地域協議会における議論の反映
  - ・消費者教育関係事業一覧表の掲載。（学校、地域社会等による整理）
  - ・消費者教育関係事業の一部について、取組の進捗状況を測るための目標値の設定。
  - ・ホームページの充実。

### 4 中間見直しの概要（見直し内容）

- （3-①関係）  
国の基本方針の変更内容に合わせ、当面の重点事項として、若年者への消費者教育などについて記載。【P29】
- （3-②関係）  
これまでの消費者教育推進地域協議会における議論を踏まえ、
  - ・小学校、中学校、高等学校、地域社会など、それぞれの場における具体的な消費者教育関係事業の一覧表を掲載。【附属資料P1～18】
  - ・関係事業の一部について、出前講座の実施回数など、取組の進捗状況を測るための目標値及び事業実績を記載。【P36】
  - ・消費者教育教材の作成・活用、ホームページの充実について記載。【P25】
- 消費者教育の内容を分かりやすく示すことにより、消費者教育の取組や担い手相互の連携がより前進するよう改訂。
  - ・消費者教育の成り立ちや「消費者教育の体系イメージマップ」について説明。【P5、9】
  - ・消費者教育教材を掲載。【P26～28】
- その他データの更新等、所要の改訂